

第 1 5 2 2 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 7 年 5 月 2 1 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 5 時 0 3 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 開 会 —

— 公 開 —

(議決事項)

第1号 平成28年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用
図書の採択の基本方針について (教育指導課・特別支援教育課)

第2号 島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部改正
について (社会教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第9号 平成28年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施に
ついて (学校企画課)

第10号 平成28年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針につい
て (教育指導課)

第11号 しまねの学力育成推進プランの取組状況について (教育指導課)

第12号 島根県社会教育委員の一部改選について (社会教育課)

第13号 国指定文化財 (建造物) の指定の答申について (文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
仲佐委員長 岡部委員 原委員 広江委員 森委員 藤原教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
藤原教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

小林教育監	全議題
今岡教育次長	全議題
山名参事	全議題
野口参事	全議題
春日教育センター所長	全議題
松本総務課長	全議題
錦織総務課調整監	全議題
松本教育施設課長	全議題
高橋学校企画課長	全議題
津森県立学校改革推進室長	全議題
山崎教育指導課長	全議題
吉崎子ども安全支援室長	全議題
三島特別支援教育課長	全議題
堀江保健体育課長	全議題
梶谷健康づくり推進室長	全議題
荒木社会教育課長	全議題
恩田人権同和教育課長	全議題
丹羽野文化財課長	全議題
小塚世界遺産室長	全議題
鈿福利課長	全議題
柿本教育センター教育企画部長	全議題
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

小村総務課人事法令グループリーダー	全議題
小林総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

仲佐委員長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	2 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	5 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	森委員	

(議決事項)

第1号 平成28年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について(教育指導課・特別支援教育課)

○山崎教育指導課長 議決第1号平成28年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針についてお諮りする。

ご審議いただきたい事項は、採択の基本方針、採択に係る留意事項、採択の手続きの3点である。毎年お諮りしている内容と同様であるが、あらためて説明をさせていただく。まず、教科書採択の概要についてご説明する。1の6をご覧ください。採択とは、学校で使用する教科書を決定することである。1では、公立学校の教科用図書の採択権者について掲載している。公立における教科書の採択権者は、教育委員会となっている。小中学校とは異なり、高等学校、特別支援学校高等部の教科用図書の採択については、法令上具体的な定めがないので、採択の権限を持つ教育委員会が基本方針を定め、採択事務を行っている。2では、教科書の使用義務について示している。3では、採択事務を行う年度を示している。今年度は主として、新課程4年生用教科書の採択の年度であるが、高等学校及び特別支援学校は原則毎年度採択を行うことができる。

1点目の採択の基本方針についてご説明する。1の2をご覧ください。教科用図書の採択は、高等学校用教科書目録に記載されている教科用図書のうちから行う。目録は文部科学省の検定に合格した教科用図書が教科別に一覧になっている。高等学校は、多様な科目が設定されているので、教科書が発行されていないものもある。その際には、一般図書等から適切な図書を採択することとしている。採択の権限は、教育委員会にあるが、高等学校は、多様な教育課程を展開しているため、校長の意見を聞いて、すなわち学校に選定希望の一覧を提出させ、教育委員会の責任において、採択することとしている。採択は、各学校の特色や生徒の実態、教育課程に適合した教科用図書を採択することとしている。

2点目の採択に係る留意事項についてご説明する。生徒の実態に合った教科用図書を採択するためには、教科書研究の充実に努めることが肝要であること、また、学習指導要領が変わり、新しい教科用図書が出版されている状況でもあり、適正かつ公正な採択が確保されることを留意事項としてあげている。

3点目の採択の手続きについてご説明する。1の3をご覧ください。現在高等学校では、各教科書会社から教科書見本が届いているところである。今回お諮りする基本方針を踏まえ、各学校は、教科書の見本を参考に教科書研究を進め、使用教科書を選定し、選定理由を付して、7月10日までに県教育委員会に採択希望を提出する。県教育委員会事務局の教育指導課は、指導主事を中心に、調査研究を進め、主として教育課程との整合性等を専門的見地から審査する。その際、必要に応じて、学校に対し、指導助言を行う。8月下旬に、県教育委員会として採択を行い、結果は9月に各学校に通知する。

○三島特別支援教育課長 1の4、1の5をご覧ください。先ほど教育指導課長から説明があった採択の基本方針、採択に係る留意事項、手続き等については基本的に同じである。しかし、特別支援学校の場合、高等部の該当学年の教科の指導をする生徒もいれば、障がいの程度によって、違う教育課程で学ぶという実態がある。そこで特別支援学校は、採択の基本方針で、採択は教科書目録等にと記載しているが、この等というのが、障がいの実態に合わせて採択することを示している。文部科学省から出ている教科用図書目録のほかに、一般図書で文部科学省が一覧表にしたもの、島根県が毎年度独自に選定している図書を掲載した県選定本の一覧表の中から、生徒一人一人の実態に応じた選定を各学校で行い、県教育委員会で採択を行うが、その他は高等学校と同様である。例えば、家庭科の一般図書の例として、切り方とか炊き方とか分かりやすく写真で掲載されている一般図書を採択して、生徒が使用しても良いということになっている。

○仲佐委員長 この基本方針は、高等学校も特別支援学校も変更点はないということで良いか。

○山崎教育指導課長 変更点はない。

――原案のとおり議決

第2号 島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する規則の一部改正について (社会教育課)

○荒木社会教育課長 議決第2号島根県立図書館の管理、運営及び利用に関する一部改正についてお諮りする。

2の1ページをご覧ください。一部改正の趣旨だが、本年7月に新たな図書館情報システムを導入することとしている。これにあわせて、県民サービスの向上を図るために、改良を行う予定にしている。これが規則の改正に一部関係するところがあるので、ご説明する。県立図書館は、6年ごとに情報システムを更新しており、今年度は更新の年になっている。昨年度のうちに、業者選定の手続きを行った結果、富士通に決定し、本年2月に契約をしたところである。本年4月からは、システム導入の準備に入っており、本年7月20日の運用を目ざして、現在作業中である。

今回のシステム導入にあわせて、県民サービスの向上する点がある。1点目は、貸出しの冊数を増やすことである。個人の方が図書館外で利用できる貸出冊数を従来は5冊以内としていたが、これを10冊以内に変更したいと考えている。2点目は、デジタルライブラリに関するもので、例えば古絵図の画像や郷土人物のデータベース、山陰中央新報の新聞記事を検索するなどのサービスを図書館外でインターネットを通じて利用できるようにするシステムを考えている。先ほど申し上げたサービス向上のうち、貸出冊数については規則で定めているため、規則の改正が必要となる。これにあわせて、県民サービスの向上を図るために取扱いを変更した点についても、規則改正が必要であるため、本日お諮りするものである。規則改正の施行日であるが、先ほど申し上げた7月20日が情報システムの運用開始日であるため、同日付けで施行することにしている。

規則改正の内容についてご説明する。2の2ページに改正の内容を一覧にしたものを掲載している。2の4ページ、2の5ページに新旧対照表を載せている。1点目の改正が第8条、第8条関連の様式第3号の改正である。これは、館外利用の冊数を5冊以内から10冊以内に変更するものである。変更理由で記載しているが、貸出冊数の増については、県民の方々の要望があった。それから、全国の図書館の貸出冊数の平均が10.37冊という実態もあった。中国地方で見ると、岡山県、広島県、山口県が10冊、鳥取県が12冊を貸し出しおられることもあり、10冊とした。2点目の改正が、第13条である。これは、団体利用できる団体として職場を加えるものである。例えば、私が社会教育課として本を借りようとした場合、これまでは職場の規定がなかったため、これまでは個人として借りることになり、5冊、15日以内という借り方になる。大量に借りたいという場合には、図書館長に特別な手続きをして、許可を得たうえで、貸し出しを受けることになっていた。第13条に職場を加えることで、団体利用の場合には、100冊まで借りることができるため、特別な手続きをしなくても、多くの冊数を借りることができるようになる。これも利用者からそういった要望があったことから改正するものである。次の改正は、第21条である。相互貸借により、貸出できる図書館資料は、原則50冊であった。例外として、県内市町村立図書館等では、300冊としていた。今回の改正では、市町村立図書館に加えて、県内の高等学校及び特別支援学校の学校図書館（学校司書等の担当者が配置されたものに限る。）を加えて、これらの学校図書館には300冊が貸し出しができるようになるものである。従来は団体利用だと100冊、相互貸借だと50冊と貸出冊数に上限があったが、このたびに改正により、300冊まで借りることができるようになる。学校司書等が配置されていることを条件にしたのは、大量の貸借であるので、紛失のおそれもあることから、専任で対応できる職員が不可欠

と判断したためである。小中学校については、学校数が多いので、一時期に貸出が集中すると一般の方の利用が制限される可能性もあるので、このたびの改正では小中学校は加えていない。実態として、小中学校は団体利用で100冊まで借りておられるので、小中学校から困っているという声は届いていない。次に、23条関係であるが、資料の送付に関する返納に要する費用に関する条項で、第2項にただし書を加える改正である。相互貸借とは、県立図書館にこういった資料が借りたいという要望があった時に、県立図書館には無くて、出雲市立図書館にあった場合に、それを借りて貸し借りするような連携を相互貸借と言っている。この際の図書の郵送料は、送る側の図書館と返す側の図書館が片方ずつ折半の形で負担するのが原則である。しかし、内規で市町村立図書館や高等学校、特別支援学校、大学等と相互貸借する場合は、県立図書館が往復分の全額を負担することになっており、このような取り扱いをしてきた。これが規則に規定されていなかったのが、今回ただし書を加えるものである。最後に様式第4号、貸出登録申込書の様式の改正である。従来は、氏名欄の次に性別欄を設けていたが、改正後は性別の欄を削除する。県民の方からの声もあり、図書の貸し出しに関係のない情報を記載する欄があるということで、図書館で検討した結果、性別ごとに図書の貸り方の統計を取っていることも特になく、利用していない情報であったため、今回の改正で、様式から削除するものである。以上の改正をお諮りするものである。

○原委員 図書館サービスの向上のために改正をするということであったが、今回の改正では挙げられていない点だが、県民サービスの観点からお尋ねしたい。閉館時間についてだが、貸出カードを見たときに夏時間が19時、冬時間が18時、土、日、休日は17時となっている。率直に言って、閉館時間が早いと感じた。中・高校生に本を読んでほしいが、そういった生徒が利用するのに、学校が終わり、部活動が終わってからでは利用できない時間だと思った。全国的に公的な図書館の閉館時間がこのように早いかどうかをお聞きしたい。都市部に出かけた時に、都市部は委託等がされているためだと思うが、夜の9時とか10時とかまで開館されているので、中・高校生の居場所にもなるかなとも思った。

○荒木社会教育課長 夏場の閉館時間のみでお答えするが、島根県の場合は19時までであるが、全国的に都道府県の図書館では、19時までのところが31館で一番多い。20時までのところが9館、21時までのところが3館あり、遅くまで開館するところもある。17時までのところと、18時までのところが各2館ずつある。

○岡部委員 図書館資料の搬送事業についてだが、特に県立図書館の場合、県の東部にあるので、西部から搬送事業を使って利用される方については、現在、個人の費用負担が生じているのか確認したい。個人で搬送費用を負担されているのなら、改善の余地があると思う。

○荒木社会教育課長 個人の費用負担はいただいている。

○仲佐委員長 団体利用できる団体に職場を追加されているが、職場という文言にされた理由は何か。

○荒木社会教育課長 図書館のビジネス支援を強化するため、民間の会社はもちろんであるが、公的機関もあわせて、この職場という表現で貸し出しをするということから、今回改正をする。職場を用いた理由は、法人の一部の組織、何とか会社の何とか部とか何とか課といった単位でもお貸しできるようにするためである。

○岡部委員 今回の改正については、大いに期待している。貸出冊数が倍になることや、デジタルライブラリの公開、新聞記事の検索ができるということで、使い勝手がさらに良くなると思っている。システム更新をされた際には、こういった改良点を広くPRしていただいて、より多くの方々に利用してもらえるように努めていただきたい。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第9号 平成28年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について

(学校企画課)

○高橋学校企画課長 報告第9号平成28年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施についてご報告する。

すでに5月7日にプレス発表をしているが、来年度の教員採用試験についての詳細がまとまったので、ご説明する。日程、会場、方針については、先行して3月のところで一部公表しているが、3の3に日程的なものを掲載している。出願期間は、5月15日から5月29日の2週間としている。現在の出願状況については、把握していないが、この期間で出願を受け付ける。1次試験は7月19日、日曜日の1日で、一般教養、教職教養、専門教養の試験を行う。例年7月の3連休の初日に試験を実施していたが、他県で勤務されている方が連休の中日の方が受けやすいと考え、今年から3連休の中日に変更した。

1次試験に合格した者については、2次試験があり、小論文、面接、模擬授業、実技といった試験を8月30日から9月4日の6日間で実施する。最終的には9月25日に合否が決まる。現在、様々なお問い合わせ等をいただいているが、今年度から要綱、願書をホームページからダウンロードできるようにして、受験生の利便性を図ることとしている。

募集人数については、来年4月採用者は、小学校が100名、中学校が50名、高等学校32名、特別支援学校23名、養護教諭20名、栄養教諭2名、身体に障がいのある方を対象にした選考3名、合計230名程度としている。昨年度より少し増えている。

3の1をご覧いただきたい。第1の実施方針については、昨年度と変わっていない。昨年度から変更した点をご説明申し上げる。小中学校の募集人数は先ほど申し上げたが、小学校100名、中学校50名の合計150名だが、小学校の募集人数が100名となるのは、平成4年以来24年ぶりのことである。小中学校合わせて150名というのも24年ぶりのことである。昨年度申し上げたが、合計の募集人数が200名を超えるのも16年ぶりだと申し上げた。大量採用の状況に入ってきているということである。

今年度一番苦心しているのは、人材をどう確保するのか、出願者をどれだけ確保するのか、その中で優秀な人材をどれだけ確保するのかということである。現在、大都市圏での大量採用というのはほぼ終わり、現在は安定的になってきている。ところが、地方における採用人数が、全体的に多くなっており、しばらく続くような状況である。これに伴い、倍率が低下している。かつては、島根県の教員採用試験は大変な難関で、平成17年度には、小中などすべての校種を合わせた全体の倍率が20.7倍という非常に高い倍率であった。昨年度実施した教員採用試験の実採用倍率は5.2倍にまで下がっている。個別には、採用数を一気に増やした小学校では3.4倍、中学校はそれまで10倍前後だったものが6.6倍に、特別支援学校は2年前から倍率が下がっていたが、3倍を割り込んで2.9倍まで倍率が低下している状況である。こうしたことを勘案して、様々な確保策を今年度新たに取った。まず、県外でご勤務されている現職教諭の方にぜひ帰ってもらおうと考えている。先ほど申し上げた平成17年度の20.7倍の時は、小学校の採用はわずか20名であった。この前後7年ぐらいのところで、小学校は20名から30名の採用で推移しており、全国的にも難関と言われていた。年齢でいうと30歳代の半ばぐらいの方は、他県で勤務されている。そういった方が、島根県に帰ってもらいやすくするために門戸を広げる。昨年度も他県で現職教諭としてご勤務されている方々は、小中学校の石見地域、隠岐地域限定の試験に限って、一次試験を全て免除していた。この一次試験免除を小中学校の全県採用及び特別支援学校の全県採用にも拡大することとした。2点目は様々な受験者への負担軽減で、既に他県では取り入れているが、本県でも取り入れることとした。まず、現職講師への負担軽減であるが、昨年度島根県の試験を受け、一次を合格して、なおかつ今年度島根県で講師として臨時で勤務されている方々については、一次試験のうち、一般教養、教職教養の試験を免除するというものである。次に実技試験の見直しとして、これまで小学校及び特別支援学校小学部については、水泳実技、ピアノ実技を二次試験で実施していたが、これも廃止する。こういった技術は受かってから頑張ってもらうことにする。大学院に進学、在学する方に対する特別措置である

が、これまでも大学院に在学していて試験を受けて合格された方は、名簿登載期間を1年間延期して、大学院修了後に採用していたが、新たにこの期間を2年間に延長する。これから大学院に進学しようとする大学4年生が、仮に大学院に合格して、なおかつ採用試験も合格した場合、合格の権利を2年間を保持した状態で大学院に進学し、修了後採用するというものである。既にこれも他県では実施されている。一人でも多く出願があるように県立学校、市町村立学校の校長会等でも、ぜひお声をかけていただきたいとのPRをしているところである。

○岡部委員 今年度から小中学校の県外現職教諭への募集拡大で、これまでは地域限定に限っていたのを、全県に拡大するということで、島根県に帰りたいと思っていられる方には朗報であり、志願者を増やすためにこういった措置はあると思うが、逆に他県への影響、他県で育てられた方を島根県が採用するという側面もあると思う。この制度自体、島根県だけではなく、他県でもいろいろと取り組まれていると思うが、そういったあつれき、摩擦といったものは過去なかったか。

○高橋学校企画課長 島根県がこういった制度を開始することは、近隣他県には情報は提供している。これに対して意見等はない。かつて大都市圏で大量採用が発生したときに、近隣の特定の県からたくさんの採用をしようとして働きかけたことで問題になったことがあった。現在、教員志望者を確保するため、各都道府県がそれぞれ競争している状況である。例えば、以前は中国五県は一次試験の日程を同じ日にして、重複して受験することがないように実施していたが、今年度の試験に至っては、島根県を受験する方は、鳥取県、広島県、岡山県を受験することができる。こういった状況が既に始まっている。

○広江委員 島根県の独自の特色ある募集の実施のところが、7番目の前年度の第1次試験合格者の一部に対する特例措置について詳しくご説明していただきたい。また、採用人数が230名とかなりの人数であるが、採用後、初任者研修等を実施されるが、どのような計画か。1年目研修は宿泊研修等もあると思うが、この辺りも含めてお答えいただきたい。

○高橋学校企画課長 前年度の第1次試験合格者の一部に対する特例措置というのは、1次試験を合格して、2次試験に進んだ受験生のうち、2次試験が不合格であったが、良い成績だった方、具体的には、A、B、Cの判定をしているが、面接試験・模擬授業等がAに当たる方に対して、次年度同じ区分で受験した場合、1次試験の全てを免除する制度である。昨年度も実施しており、3年目となる。初任者研修については、今年度においても各学校で行う場合に、指導者の確保はかなり苦労した。今の全体水準であれば、なんとか対応は可能だと考えている。島根県では、初任者研修の指導者を各校方式と拠点校方式の2つの方式で行っている。各校方式は初任者が勤務する学校に指導者がいるもの、拠点校方式は小規模校で指導者が確保できない場合、ある学校に勤務する指導教員が近隣4校くらいに所属する初任者を巡回し、又は集まって指導をするような方式で対処している。県によっては拠点校方式を行っていないところもあるが、島根県では2つの方式を使って指導を行っている。採用した方のうち、他県で教諭をされていた方は、初任者研修を受講する義務はないので、その分指導に係る負担は減ることになる。

○春日教育センター所長 研修については、今年度から研修全体を重点、精選していく中で、今後の採用が増えること、学校において若手が増えていくことが考えられるため、次の点を改善していくことにしている。一つが、各学校における初任者研修を充実させるため、教育センターと教育事務所の指導主事が、必ず1回はその学校に出掛けて、指導に当たることを考えている。実際の現場における研修を充実させていきたいと考えている。初任者研修についても、従来夏休み期間に実施していた宿泊研修は今年度見直しを行った。今後大量採用ということもあるので、現在宿泊研修については見合わせている状況である。

第10号 平成28年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について（教育指導課）

○山崎教育指導課長 報告第10号平成28年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針についてご報告する。

大きな変更点はないが、1の選抜全般についての（1）、（2）についてのみ変更を行っているところである。（1）については従来、特別選抜から表記していたものを、一般選抜、推薦選抜、スポーツ特別選抜、中高一貫教育校（連携型）特別選抜の順にしたのが変更である。（2）は新たに加えたところだが、県外から積極的に生徒募集を行う高等学校については、別途定める。これは、離島中山間地域の高校魅力化事業を進めている8校、それから県立の水産高校の2校については、従来県外からの生徒募集を行っている。このため、こういった形で表記をした。（3）以降は変更はないが、推薦選抜の募集人員については、入学定員の40%程度までで、各学校が定めることにしている。（4）の第2志望校制度、定時制課程の第2次募集については、従来のおり実施することとしている。

学力検査については、問題作成、出題方針、実際の学力検査の実施について、記載している。問題の作成については、松江市立女子高もあるので、松江市教育委員会と一緒に作成すること、問題作成にあたっては、人選、作業過程について細心の注意を払って行うこととしている。出題方針については、高等学校教育を受けるに足りる資質と能力を正しく判定するために、中学校の学習指導要領で示されている目標、内容に即して、問題を作成する。それから、今求められている学ぶ力、学んだ力を問うこと、思考力、判断力、表現力等を問うことのできる問題を作成することとしている。

検査の実施であるが、中学校の5教科について、来年平成28年3月8日、火曜日に一斉に実施する。検査の場所は、第1志望の高等学校で基本的に受検をすることとしている。特別な事情等がある場合には、最小限の特別措置を図ることとしている。

採点については、各公立高等学校において、採点場ごとに設ける学力検査実施委員会の委員によって行う。追検査は原則として実施しないことにしている。

――原案のとおり了承

第11号 しまねの学力育成推進プランの取組状況について（教育指導課）

○山崎教育指導課長 報告第11号しまねの学力育成推進プランの取組状況についてご報告する。

別冊資料1、しまねの学力育成推進プランの平成27年4月改訂版、別冊資料2、教育情報誌第4号でご説明をする。しまねの学力育成プランについては、昨年8月に議決いただき、第2期しまね教育ビジョン21で示す施策「学力の育成」等を具体的に推進するためのプランとして、また市町村教育委員会と協同して実施していくという位置づけで策定し、進めているところである。平成30年度までの5年間の期間であるが、昨年度と今年度は集中実施期間として取り組んでいるところである。集中実施期間の1年目が終わったところであり、進捗状況、あるいはプランの点検、見直しに至ったので、今回プランの改訂を行ったところである。現在の状況について、別冊資料1のプランでご説明させていただく。目次をご覧いただきたい。下から2行目の参考3「学力育成会議設置要綱」の部分が赤字になっているが、この部分を改定した。この要綱を15ページに掲載しているが、このプランの着実な推進を図るために学力育成会議を設置するというので、県の教育長が委員長を務め、各市町村教育委員会教育長も委員として参画してもらい、会議を開催している。また、第6条に学力育成実務者会議を設け、平成26年12月24日から施行している。今年度の第1回の学力育成会議を4月22日に開催したところである。学力育成会議で進捗状況等を確認しながら、またプランの具体的な内容等を詰めていながら進めていきたいと考えている。育成会議は、

この4月に実施したところであるが、全国学力検査の結果が返ってくる8月以降、9月又は10月のところで、第2回目を開催する予定にしている。

次に5ページ目をご覧ください。5ページ目以降に具体的な取り組みを記載しているが、掲げている内容のうち、その進捗状況を○又は◇で示している。○は既に実施しているもの、◇は平成27年度、今年度から速やかに実施するものとして表記をしている。6ページの上掲げているが、学力調査や到達度確認プリント等を活用して、児童生徒の学力の定着状況を把握し、当該学年において身につけるべき学力定着のための個別指導を充実させると記載しているが、別冊資料2、教育情報誌の3ページ目をご覧ください。今回全国学力調査を実施した後、各学校で自校採点をお願いしている。3に自校採点の目的として、4つあげている。児童、生徒のつまづきの状況をもとに、授業改善や個別指導を充実すること、早い段階で児童生徒に自校採点の結果を返却し、調査問題について解説することで、学習内容の定着や学習意欲の向上につなげることを目指して、今年度自校採点を県教育委員会として、また各市町村教育委員会へもその方向で働きかけをして、進めているところである。こういった取り組みを今年度から既に実施しているということで、別冊資料1のプランの6ページの上掲げている取り組みを赤い○としている。その下の学力育成に係るPDCAの取組を保護者に分かりやすく説明することについては、先ほどの教育情報誌等を使って各学校から保護者に向けて情報提供しながら進めていきたいと考えている。また研修については、先ほど初任者研修の話もあったが、その他6年目研修、11年目研修、また日常的な研修についても、改善をし、現在進めているということで、◇から○へ変更した。学校訪問指導についても、重点化を検討するとしていたが、今年度から継続型の訪問指導を実施しているので、記載を変更した。

県の学力調査について、昨年度まで4月に実施していたが、別冊資料2の教育情報誌の3ページ目の2の全国学力・学習状況調査を活用したPDCAサイクルで、全国調査、県学力調査の活用例を図で示している。全国調査を4月に実施するが、今年度から県の調査を12月に移した。1年間の取組状況の評価をするため、子どもたちがどれだけ学力が定着したか、取組がどういった効果があったのかを12月の段階で点検をするということで、時期を変更した。翌1月22日には、その学力調査の結果を返却することで、契約の詰めをしている。こういった全国調査、県の調査を活用したPDCAの例を提示することで、学校も改めて1年間で子どもたちの力を伸ばし、それを点検し、次年度の指導方針を新たに立てるといったサイクルとなるようお願いしているところである。こういった形で、今年度いくつか変更点をあげているが、これをプランの中に盛り込み、進めているところである。

○広江委員 このプランは平成30年度までで、特に集中期間が26年度、27年度となっているが、平成26年度に実施をされて、これは徹底できなかったとか、うまくいかなかったということがあったと思う。昨年度徹底できなかったのも、今年度徹底したいという点があれば教えていただきたい。

○山崎教育指導課長 学力について共通の認識を持つこと、学んだ力の意味等について広報していくこと、実際の授業の中で「めあて」と「振り返り」が、十分ではなかったのも、「めあて」と「振り返り」の徹底を掲げて進めてきたところである。後者の「めあて」と「振り返り」を実施している学校が増えているという状況が各教育事務所から聞こえてきてはいるが、なかなか浸透しない学校もあるので、学校によって差が見られるところが課題である。そういったところを改善していく上で、共通して実施していくべき部分と、それぞれの学校の状況に応じて力点を入れる部分を整理して指導をしていこうと。先ほど申した学校訪問指導等を改善することについて、共通でやる部分だけではなく、学校の実態、子どもの実態からどの部分に力を入れるべきかということを指導主事と一緒に検討しながら、その部分に力を入れていけば、数か月後には次の段階へということもあるので、継続型の訪問指導を取り入れていくことなどを今年度から実施をしていくところである。

○広江委員 先ほどの「めあて」と「振り返り」については、学校訪問などをさせていただいて同じような感想を持った。今後も徹底をよろしくお願いしたい。全国の学力調査と県の

学力調査のことであるが、別冊資料2の3ページ目にPDCAのサイクルが掲載されているが、全国学力調査の対象は今年度は小学校6年生と中学校3年生である。県の学力調査はもう少し幅広く行うはずである。そうすると、このPDCAのサイクルが成り立つところと成り立たないところが出てくると思う。全国学力調査を受けていない、該当しない学年についても、県の学力調査を4月、5月に実施している県は多いと思う。同じように1年間を通じて改善する取り組みを行っている県も多いと思う。このPDCAサイクルでいくと12月に県の学力調査を実施し、1月に結果が分かり、そして次にというところでクラス替えがあるし、担任も代わる。効率ということを考えると、資料を見るだけではそういう感想を持った。学力向上について2月にご説明していただいた時に、8500万円程度の予算であったので、その予算の中でどうしていくかという問題になってくると思うが、抽出もいろいろな手法があり、各県工夫をして課題等をおさえて、学力育成に取り組んでおられる。個別指導を充実させると記載があるが、充実させるにはどうしたらよいかということになると、予算もかかると思う。そういったところでの検討をよろしく願います。

○山崎教育指導課長 承知した。

○仲佐委員長 推進プランの6ページの3に教員の指導力向上のための指導・充実のところで、教員個々の自己目標評価シートがあり、欄外に資質能力向上支援システムで使用するシートとの説明がある。これはこのプランが策定されてから作られたものか、策定前からあったものを利用されているのか。

○山崎教育指導課長 これについては、以前からある教職員評価の中で2種類のシートがあり、そのうちの1種類が自己目標評価シートである。以前から使用しているものを使うものである。このシートをOJTに活用することは、まだ十分ではないので、◇の印をつけているところである。

○仲佐委員長 学力の育成を目ざしてこのプランを策定されているが、先生方の指導力も大変重要になってくる。教員研修も計画をされ、実施をされているところだが、以前からある初任者研修、6年目研修、11年目研修ではスパンが長いように思うが、その間も個々にいろいろと研修はなされているのか。

○春日センター所長 初任者研修については、1年目においての負担がかなり大きいという意見が以前からあり、2年目、3年目とフォローアップという形で初任者に対して継続的に研修を行って、次に6年目研修を行うというステップになっている。法的には、初任者研修を実施し、その後10年目が終わった職員に対する研修ということになっているが、島根県ではその間に6年目研修を入れている。研修のスパン的にもう少し短くという意見もあると思うが、今のところはこの研修方法で良いのではないかと考えている。

○森委員 6ページの家庭学習の充実についての記載があるが、これについて興味を持っている。(1)では、学力育成に向けた取組について学校、家庭、地域に分かりやすく発信する、(2)では、家庭にも取組についての啓発と記載があるが、この家庭での取組についての啓発というのは非常に難しく、家庭において全ての保護者の方々が真剣に取り組んでいただけるかどうかというのは常に課題となり、保護者の方に出かけていただいて一緒に勉強して啓発を進めるとするのが難しいと思う。どのような方法で啓発活動をされる計画か。

○山崎教育指導課長 先ほど別冊資料2の最後に、今回は家庭学習の内容ではないが、家庭向けのページを設けており、こういった形で各家庭に学校便り、学級通信等に使用できるように教育情報誌を活用していこうと思っている。また懇談での学校からの話といったところも進めていきたいと考えている。情報発信については以上だが、もう一つ家庭学習に向けて、子どもたちが学校で学んだことを家庭でも引き続き勉強したいという意欲を持って取り組めるような授業にしていくということを学校訪問指導等で進めていきたいと考えている。

○森委員 先ほどの取組について、この教育情報紙を使ってということだが、学校で計画して、学校が便り等を活用して、保護者の方に取組を啓発することは分かるが、学校の評価委員会で、児童、地域、教職員、保護者のアンケートがあり、子どもたちの家庭学習の時間が充実してきているかどうかのアンケート結果を見ると、児童、教職員はパーセンテージが高

いが、保護者を見るとパーセンテージが低い。保護者が自宅で子どもが勉強する姿を見ていない方も多い。自宅で読書をするかというアンケートでも、子どもたち、教職員はかなりパーセンテージが高いが、やはり保護者のパーセンテージが低く、これも見ていないようである。子どもの教育と平行して、保護者に対して、子どもが自宅で勉強をしているかどうかに関心を持って見ていただくように周知することも重要になってくると思う。こういった保護者への啓発も進めないと家庭学習も定着しないのではないかと考えているので、よろしくお願いする。

○山崎教育指導課長 承知した。

――原案のとおり了承

第12号 島根県社会教育委員の一部改選について（社会教育課）

○荒木社会教育課長 報告第12号島根県社会教育委員の一部改選についてご報告する。

島根県社会教育委員の人事異動に伴い、お一人の方の改選を行った。6の2ページに名簿を掲載している。現在12名の委員にお願いをしているが、9番の團野委員だが、この方は島根県国公立幼稚園長会会長で、松江市立城西幼保園長をされていたが、園長をご退職されたため、会長職も退かれた。今回、同団体の後任の会長である飯庭委員を後任の委員として委嘱した。団体名が変更されているが、全国組織の名称を変更されたため、県も国公立幼稚園・子ども園長会と変更されたもので、団体としては同じ団体である。任期は、平成27年4月23日から平成28年6月23日までである。4月23日付で同団体から推薦があったため、同日付で委嘱をした。任期の終期については、前任者の残任期間という規定があるので、他の委員と同様に平成28年6月23日としている。

――原案のとおり了承

第13号 国指定文化財（建造物）の指定の答申について（文化財課）

○丹羽野文化財課長 報告第13号国指定文化財（建造物）の指定の答申についてご報告する。

資料7ページをお願いします。去る5月15日、国の文化審議会が開催され、重要文化財であった松江城天守を国宝に指定されるよう文部科学大臣に答申がなされたということである。この答申は、ある意味事実上の国宝の決定としてとらえてもらって差し支えないと思う。この後、事務手続きを経て、2、3か月後に告示をされ、正式に国宝に指定されるという流れだと思う。国宝の名称は松江城天守であるが、このたび、附（ついたり）、これは建造物と合わせて、国宝としての価値のある附属の物だという意味合いだが、祈祷札2枚、鎮宅祈祷札4枚、鎮物（しずめもの）3点、これらは新たに発見されたり、再発見されたりしたが、あわせて指定されることになる。天守の概要等は、ご存じのとおりだが、指定理由は築造年代が明確に直接的な証拠として祈祷札に書かれたものが見つかったということであったり、調査研究によって、天守の構造が大きな変化をする段階のもの、全体の通し柱から2階分の通し柱を足して建造するという構造に変化をする時期の物だということが新たに判明した。こういったことから高層化した近世城郭へと進展した代表的事例だということが、非常に貴重であると評価をされたものである。

――原案のとおり了承